

諮問日：令和4年11月24日（令和4年度（個）諮問第7号）

答申日：令和5年5月24日（令和5年度（個）答申第1号）

件名：東京高等裁判所における特定年月日に警察官が臨場した際の内容及びその判断が記録された苦情申出人に係る全ての保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「特定年月日東京高等裁判所特定の部で私の人身保護の補正に行ったのにも関わらず、特定の警察署を呼んだ内容とその判断。私に関する全て」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、守衛日誌（特定年月日8時30分から17時00分までの分）を本件対象個人情報が記録された文書（以下「本件対象文書」）として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和4年8月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所の職員は国家公務員であるのにそれを恥ずかしくもなく個人と称し、全て非開示としている。公で個人に当たらない。警察では、印影のうち階級の上位者について姓氏を明らかにしている。東京高裁は国、かなりの公権力者なのに情けなくないのか。警察は、課長以上は印影を明らかにするようにしているようだ。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、申出内容を「特定年月日東京高等裁判所特定の部に苦情申出人が人身保護請求の補正をしに行ったにも関わらず、特定の警察署の警察官を呼んだ内容及びその判断についての苦情申出人に関する全ての保有個人情報」と整理した。
- 2 本件対象文書の原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、裁判所職員の印影及び署名が記載されている。これらの情報は、令和3年法律第37号による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条2号に定める開示申出人以外の個人識別情報に相当する。そして、裁判所においては、職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き開示することとして取り扱っているところ、裁判所職員の署名及び印影は、職員の職務遂行に係る情報に含まれるが、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有していることに照らすと、これらが開示された場合には、偽造されて悪用されるなど個人の権利利益を害するおそれがあるため、上記の特段の支障が生ずるおそれがある場合に該当する。したがって、本件不開示部分は、法78条2号ただし書イに規定する情報には相当せず、同号ただし書ロ及びハに相当する事情はない。
- 3 苦情申出人は、要旨、裁判所の職員は国家公務員であるから、当該職員に関する個人識別情報である本件不開示部分は、法78条2号に定める開示申出人以外の個人識別情報に相当しない旨主張しているものと思われるが、裁判所職員の署名及び印影は、開示申出人以外の個人識別情報に相当し、裁判所職員の署名及び印影を不開示とすべき理由は上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年11月24日 諮問の受理

- | | |
|-------------|---------------------|
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和5年3月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 同年5月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、申出内容を「特定年月日東京高等裁判所特定の部に苦情申出人が人身保護請求の補正をしに行ったにも関わらず、特定の警察署の警察官を呼んだ内容及びその判断についての苦情申出人に関する全ての保有個人情報」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、裁判所職員の印影及び署名があることが認められる。

苦情申出人は、裁判所の職員は国家公務員であるから、当該職員に関する印影及び署名は、法78条2号ただし書に相当する事情がある旨を主張しているものと思われる。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所においては、職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害するなどの特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き開示することとして取り扱っていることが認められた。

そして、裁判所職員の印影及び署名は、法78条2号に規定する個人識別情報と認められ、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらの情報が開示された場合には、偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影及び署名については、法78条2号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法78条2号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子